

労働保険特別会計

労働保険特別会計

概要

労働保険特別会計は、労働保険特別会計法（昭和47年法律第18号）に基づき、労働者災害補償保険事業（以下「労災保険事業」という。）及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されている。

本会計の勘定は、労災保険事業を経理する労災勘定、雇用保険事業を経理する雇用勘定及び労働保険料の徴収に係る業務を経理する徴収勘定の3勘定に区分されている。

労災保険及び雇用保険に係る保険料は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）に基づく労働保険料として一括徴収されており、それぞれ労災保険率及び雇用保険率が定められている。徴収勘定の歳入に計上された労働保険料のうち、労災保険率及び雇用保険率に相当する部分の額は、徴収勘定からそれぞれ労災勘定及び雇用勘定の歳入として繰り入れられている。

労働保険特別会計のしくみ

